

# 答 申 書

平成27年9月2日

浜松市行政経営諮問会議

# 浜松市行政経営諮問会議 答申書

## 目 次

1	地域経営について……………	1
2	行政経営計画について……………	13
3	資料編……………	14



## 1 地域経営について

### I 背景、現状、市の対応

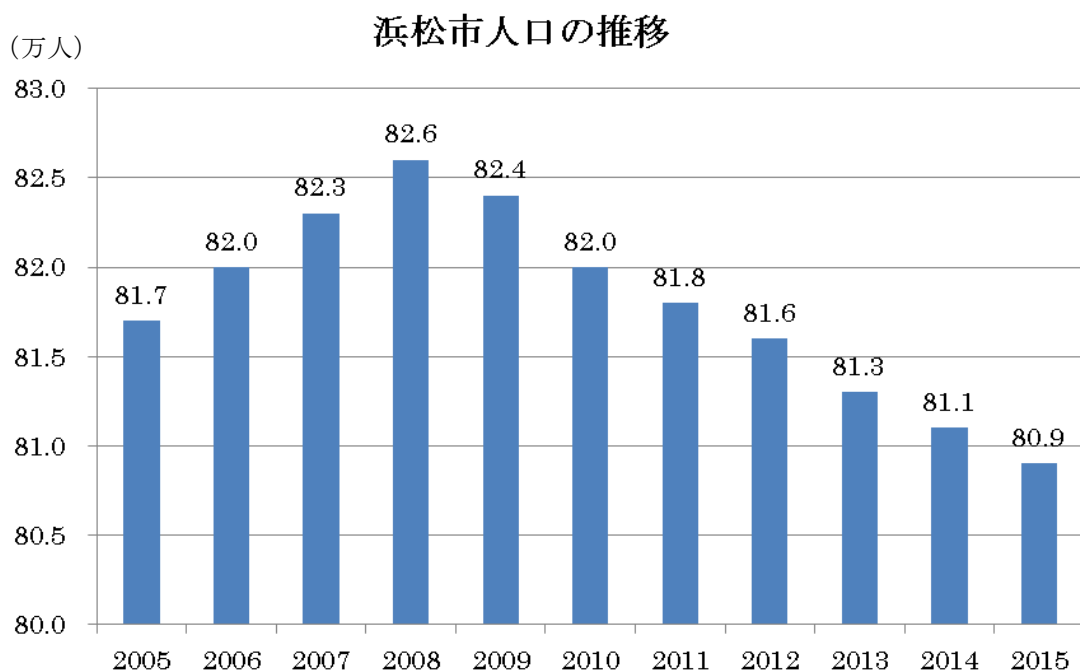
浜松市行政経営諮問会議では、第2クールにおいて「地域経営」を検討した。

言うまでもなく、人口減少時代における「地域経営」の意味は、かつての人口増加時代における意味とまったく異なる。行政が責任を負っている公共サービスの提供に必要な税収が減少する一方、社会保障関係費や公共施設・インフラ関連経費は当面減少するどころか増大が見込まれているためである。従来と同じ発想で、人口減少時代を乗り切れると考えてはならない。

こうした状況を受けて、国も、人口減少時代における地方のあり方を根本から問い直すべく2014年には地方創生2法を成立させ、50年後に1億人程度の人口維持を目指す「長期ビジョン」を策定した。最大限の政策努力を前提に人口1億人を確保するものであるが、このビジョンを実現できたとしても、平成22年の国勢調査時の人口（1億2800万人）に比べると2割減少すること、つまり人口減少自体は不可避であることを忘れてはならない。国は、法に基づき、全国の自治体に対して、人口減少と両立できる活力ある地域社会を実現するための「地方版総合戦略」の策定を求めているところである。

人口減少の流れは、浜松市とて例外ではない。

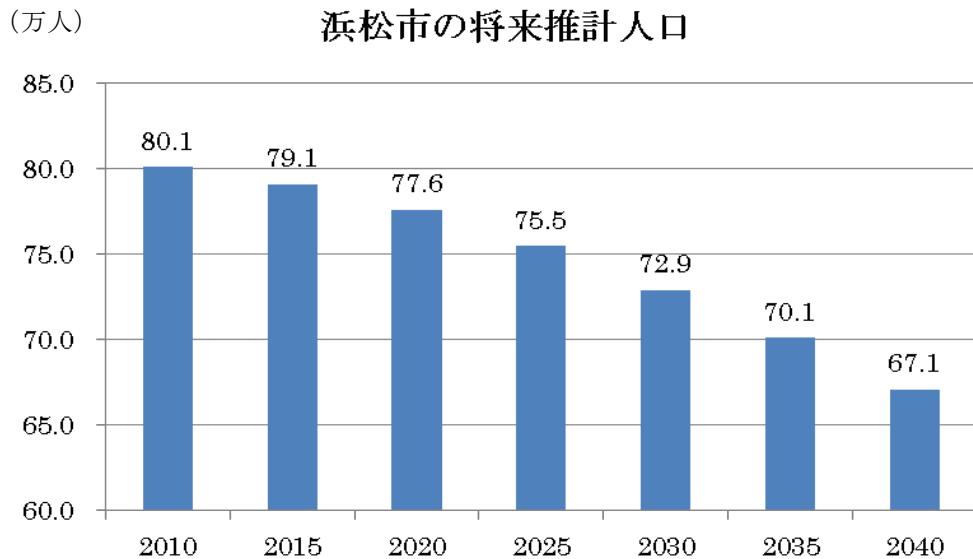
合併時（2005年）に81万7000人だった人口（外国人登録を含む総人口）は、2008年の82万6000人まで増加した後減少に転じ、2015年（8月1日）時点では80万9000人（うち日本人78万8000人）となっている。



出典) 住民基本台帳に基づく浜松市の総人口（外国人登録数を含む）  
 ※2005～2014は10月1日人口、2015は8月1日人口



ちなみに、2013年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、2015年は79万1000人と予測されており、概ね想定された方向で推移している。同推計では、2040年には67万1000人まで減少するとされている。この水準は2010年比16%減である。また、税収の主な担い手である生産年齢人口が30%減となる一方、高齢人口は34%増（特に75歳以降61%増）となり、収入支出の両面から見た地域経営の持続性を真剣に考えなければならない時期に来ている。



出典：国立社会保障・人口問題研究所  
日本の地域別将来推計人口

また、人口減少の要因を分解すると、自然増減は2011年から、社会増減は2009年からマイナス基調となっている。特に、社会増加率は、2012年▲0.276%、2013年▲0.361%とマイナス幅が拡大している。2013年の動きを区別にみると、北区(+0.448%)、浜北区(+0.999%)が転入超過である一方、中区(▲0.679%)、東区(▲0.237%)、西区(▲0.798%)、南区(▲1.050%)、天竜区(▲1.109%)は転出超過である。

### 社会動態(2013<平成25年>)

区別	転入		転出		社会増減				(参考) 10月1日現在 住民登録人口
	市内他区	市外	市内他区	市外	社会増減		社会増減率 (%)		
					市内他区	市外		総数	
浜松市	16,603	21,376	16,602	24,309	1	▲2,933	▲2,932	▲0.361	812,888
中区	4,834	8,621	5,092	9,998	▲258	▲1,377	▲1,635	▲0.679	240,969
東区	3,048	3,239	2,927	3,667	121	▲428	▲307	▲0.237	129,437
西区	1,844	2,699	2,346	3,110	▲502	▲411	▲913	▲0.798	114,478
南区	2,251	2,636	2,623	3,358	▲372	▲722	▲1,094	▲1.050	104,234
北区	2,040	1,893	1,596	1,911	444	▲18	426	0.448	95,013
浜北区	2,235	1,850	1,455	1,673	780	177	957	0.999	95,757
天竜区	351	438	563	592	▲212	▲154	▲366	▲1.109	33,000
2012(H24)	17,190	21,533	17,190	23,789	0	▲2,256	▲2,256	▲0.276	816,490

出典：平成25年 浜松市の人口



国の要請を受けて策定される浜松市版総合戦略は、こうした客観的状況に鑑み、地域経営として持続可能なものとするため、従来の考えにとらわれることなく大胆な発想で取り組むべきである。

本年4月には、「浜松市人口ビジョン及び浜松市総合戦略」の策定及び進行管理を行うとともに、地方創生の重要案件について、担当部課の連携により、総合的な協議・調整を行い、総合戦略の円滑で効率的な推進を図ることを目的として、浜松市地方創生推進本部が設置された。

また、本年度、30年先を見据えた新・総合計画をスタートさせたが、年内の策定を目指している人口ビジョンと総合戦略は、新・総合計画を実現するための個別計画の一つと位置付け、若者・子育て世代の生活基盤の安定、希望出生数をかなえる環境整備など、人口減少克服に向けた方針や具体的な施策、数値目標を定めるとしている。

行政経営諮問会議では、現在浜松市において策定が進められている総合戦略に取り入れるべき事項を検討し、答申として取りまとめた。



## II. 答申

### 1 原則

- (1) 国の数値目標にも表れているとおり人口減少自体が不可避である中、総花的な夢物語ではなく、急激かつ無秩序な減少による地域の崩壊を避けるために、目標人口に対してソフトランディングさせる戦略を策定すること。  
また、市内の各地区の地理的・自然的特性、資源などを踏まえて、第1次産業（農林水産業）、第2次産業（製造業）、第3次産業（サービス業、観光関連業など）及びこれらを支援する業務機能、住宅機能、都市機能のどこに可能性があるかを客観的に評価し、メリハリのある戦略とすること。
- (2) 人口減少を緩やかにするためには、「出生数の増加」、「死亡数の減少」、「転入の促進」、「転出の抑制」の4つのパスがあるが、このうち、即効性があり、政策努力の成果が反映されやすい「転入の促進」を中心として位置付けること。また、その際、製造業に強い本市の特性を生かした雇用機会の確保、産業の振興を重視すること。
- (3) 市の政策は、原則として、新たな予算や起債を伴わないものとするとともに、既存の予算がある場合も優先順位を明確化し総額を圧縮するなど、行財政改革と両立させること。
- (4) 複数の拠点に福祉・医療・商業等の都市機能を集積させるとともに、公共交通機関沿線に居住を誘導する多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を図ったうえで定住人口を増加させるなど、第1クール答申と密接にリンクさせること。



## 2 具体論

### (1) 転入の促進に関すること

#### ① 「転入の促進」を図るために、特に、市外からの企業誘致を重視すること

本市の企業誘致の施策は、市外からの企業や工場の誘致に加え、市外への流出防止も目的としているが、近年、市外からの新規立地件数は少なく、主に市内移転を含む流出防止に成果を挙げている状況である。

しかし、人口減少を緩やかにするためには、市内移転や企業や工場の流出防止だけでは十分とは言えない。そのためには、企業のニーズを的確に掴み、そのニーズにあったインセンティブを付与するよう努めるとともに、本市の強みをさらに周知していく必要がある。

本市の企業立地促進事業費補助制度は、全国的に見てもトップレベルの内容である。それにも関わらず市外からの企業誘致が芳しくないことは、誘致活動に課題があると考えられる。誘致活動を、首都圏や関西圏のみならず、積極的に全国展開し、更なる立地を促すべきである。また、市外から市内へ立地してきた企業に対し、本市へ立地した理由を調査・分析し、今後の誘致活動に生かすような仕組みを構築すべきである。

#### ② 市外からの企業誘致において、特に重要と考える事項は以下のとおりである

##### ➤ 企業の本社機能や研究開発部門を誘致すること

単なる工場の誘致では、経済環境の変化に伴う設備投資の進展など、規模の拡大とともに海外に転出してしまうリスクを抱えている。このため、一旦誘致が出来ればその後の流出の可能性が低い本社機能や研究開発部門の誘致に特に注力すべきである。

その際、企業が進出する要因の一つとして、立地条件や地価等の諸条件のほか、地元自治体のバックアップが大きなインセンティブになると考える。

本市では、事業者にとってのワンストップ窓口化に既に取り組んでいるが、市の各部局横断的な情報はもとより、国や県、民間企業（電力、ガス、交通、不動産等）などの情報も含め、企業が市に事業所を開設するうえで必要となる情報の一元化や企業の要望にきめ細かく対応する相談機能を強化するなど、さらなる利便性の向上も行うべきである。

また、立地計画から開業までの手続等に要する期間を現在よりも大幅に短縮することを数値目標として明示することにより、企業にとっての不透明性をなくし、時間費用を削減する方策も有効と考える。



➤ **積極的な企業誘致を行うため、都市計画区域区分の見直しを進めること**

企業誘致にあたり、市街化区域内に用地が確保されていないため、現状では、一時的な措置として市街化調整区域に誘導している。これは、本来の市街化区域編入等に基づく対応ではない。そもそも、本市の市街化調整区域は、古くから道路や公共施設の整備が進み、現在では総人口の約 3 割にあたる 27 万人が居住している<sup>1</sup>。

こうした土地利用の実態を踏まえるとともに、平野部が広いという強みを生かし、土地の高度利用を進めるために、都市計画の区域区分を見直し、それによって生まれた土地を市外からの企業誘致に繋げるべきである。

併せて、工場用地と従業員のための住宅用地についても、市内の適切な地区に複数の拠点設けることで、通勤による交通の集中を避ける必要がある。また、防潮堤の建設を前提とし、西区や南区の現在の立地誘導地区の隣接または周辺用地も市街化区域における工場適地の一つになると考える。

以上の通り、都市計画を見直して、工業用地、住宅地、周辺環境、交通アクセスを計画的に整備することは、後述する多極ネットワーク型コンパクトシティにも繋がる地域経営上必須の論点である。

➤ **北区・浜北区の企業や工場の集積エリアに従業員の居住地を誘導すること**

今後策定予定である立地適正化計画の中で、同区内に居住誘導区域を設定するよう位置付け、職住近接を実現することが、企業誘致において有効と考える。

➤ **市外からの企業誘致に伴う子育て世代の転入を念頭に、子育て世帯に対する総合的な支援体制を構築すること**

本市では、各区役所への保育サービス相談員の設置や子育てに関する制度、手続き等の一般的な相談や保育所の紹介等、ワンストップサービスの提供を実施しているが、子育てに携わる人の就労支援など、子育て世帯に対する支援機能を拡充することにより、子育て世代の転入促進や転出抑制に繋げる必要がある。

<sup>1</sup> 資料編「浜松市の区域別居住人口」参照





## (2) 多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に関すること

### ▶ 多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を図ること

複数の拠点に福祉・医療・商業等の都市機能を集積させるとともに、公共交通機関沿線に居住を誘導する。拠点は、多くの機能を集約した大きな拠点から、生活に密着した機能だけを集約した小さな拠点まで複数の段階を設定し、メリハリをつける必要がある。また、拠点は、交通結節点等に配置するとともに、拠点内あるいは拠点間の交通網の再編等による利便性の向上を図るものである。例えば、いくつかの拠点には公共交通の発着所（ハブ）を設け、拠点内周遊バスや比較的大きな拠点間を結ぶ公共交通を導入し、高齢者が自家用車に依存しなくても移動できるようにする。

なお、本市の中山間地域は広大な面積を抱えているため、生活の実態に合わせ、小さな拠点を複数設定するなどの配慮も必要である。

## (3) 中山間地域の活性化に関すること

### ▶ 中山間地域における林業の継続及び再生に努めること

急激な人口減や超高齢化による中山間地域の崩壊を避けるためには、地域の主力産業である林業の維持や再生による雇用の確保が重要である。

わが国の林業は、輸入材との競争によって定まる木材の流通価格に対し、人件費や搬出等の素材生産にかかるコストが高いことから、行政からの補助なしで持続可能な産業として自立しているとは言えない。

一方、森林は、木材の供給源としてだけでなく、水源の涵養、土砂災害防止や地球温暖化の抑制等、多面的な機能を有しており、その価値は高い。もし、森林の機能を代替しようとするれば、その対策にかかる費用は莫大である。

したがって、地域や環境を守るためにも、行政による公的負担を前提とし、持続可能な森林・林業施策として継続されるべきものである。

もちろん、林家・森林組合・民間事業者等の林業経営体においても、付加価値の高い材の生産・開発の促進、施業の集約化による低コスト化や安定的・効率的な供給体制の構築、U・I・Jターン者にとっての魅力ある雇用環境の確保等、産業としての自立や発展を目指す自助努力が求められることは、言うまでもない。



#### (4) 企業や工場の集積に伴い今後求められる取り組みに関すること

##### ➤ 市中心部から郊外地域の企業や工場の集積エリアへの交通アクセスを向上させること

本市では、都田や浜北新都市の整備を始め、近年、北区・浜北区への工場の集積が進んでいる。現在進行中の第三都田地区工場用地の整備により、この傾向はさらに顕著になることが見込まれる。

こうしたことから、既に現在でも、市中心部から北区・浜北区の企業や工場の集積エリアまでの慢性的な交通渋滞が発生している。何も手を打たなければ、この集積の進展に伴い、交通渋滞はさらに深刻化し、立地企業にとっての魅力が減ることは自明である。

このため、市中心部から郊外地域の企業や工場の集積エリアへの交通アクセスを向上させるとともに、前述通り、両区以外の工場適地も開発することにより、特定の地域への交通の集中を避ける取り組みも併せて進める必要がある。



## (5) 本市の特性を生かした取り組みに関すること

### ▶ 高齢者雇用の取り組みの促進に対する支援を行うこと

今後、人口減少、特に生産年齢人口の減少が進行していけば、産業の担い手を失い、徐々に活力が低下していくことになる。人口減少社会において当面の労働力を確保するには、元気があっても現在は就労していない老年人口世代を産業の担い手とすることが近道である。

平成 22 年の国勢調査によると、本市の 65 歳以上の高齢者の内、就労している割合は約 16.4%である<sup>2</sup>。

一方、平成 25 年に実施した第 40 回市民アンケート調査報告書<sup>3</sup>によると、「今後、何歳まで働きたいか」という設問に対し、「65 歳以上」と回答した割合は 43.7%であった。単純に国勢調査の実態と比較しても、約 3 割の人は、働く意思はあるが働いていないことになる。

また、平成 22 年実施の厚生労働省の「20 大都市の健康寿命データ」<sup>4</sup>によると、本市の平均健康寿命は男女ともに最も高く、本市には、健康な高齢者が多いという特色があると言える。

そこで、労働意欲のある人は、65 歳を超えても働くことが出来るような仕組みを構築し、これまで以上に高齢者が活躍できる社会構造への転換を図ることを提案する。

このためには、市は、裾野の広い本市特有の産業構造を踏まえ、高齢者が持つ専門的な技術、知識、経験を生かした就労機会の創出に向け、行政と民間企業、NPO等が連携して就労希望者と企業をマッチングさせる体制を整備することが必要である。

<sup>2</sup> 人口等基本集計（65 歳以上）人口 181,347 人に対し、職業等基本集計「主に仕事」と回答した人 29,784 人の割合

<sup>3</sup> 資料編「第 40 回市民アンケート調査報告書」参照

<sup>4</sup> 資料編「20 大都市の「日常生活に制限のない期間の平均」」参照



➤ **航空自衛隊浜松基地所属の隊員に対し、本市への定住を促進させる働きかけを行うこと**

人口移動について、転出入先の地域及び年齢別の状況をみると、20歳代未満及び20歳代の男性の転入超過には、航空自衛隊隊員の移動<sup>5</sup>が大きく関わっていることが分かる。多くの隊員は、浜松基地で一定期間勤務した後や研修期間を終えた後、市外に所在する他の基地へ移動することとなる。

そこで、このように転出入を繰り返す隊員が、ライフプランの中で定住地として本市を選択するきっかけとなるように、浜松基地及びその隊員や家族に対し、市内の不動産物件情報、子育て支援情報、就労情報、出会いの機会提供や地域の行事への参加を呼びかけ地域へ溶け込めるような配慮を行うなど、官民が一体となって定住を促す様々なアプローチを始めるべきである。

本市に定住用住宅を取得してもらえば、配偶者となる女性の転出抑制や子供の増加に繋がることも期待できる。

---

<sup>5</sup> 資料編「浜松市への転入超過数内訳」参照



### 3 官民連携に関する事項

「2 具体論」で述べたとおり、雇用拡大は主に民間の活力によってもたらされるものである。しかしながら、単に民間に期待するだけではなく、従来公共が担っていた公共サービスに積極的に民間企業の活力を活用することで、雇用機会を増やす方策も有効である。この分野は、政府も「PPP/PFIのアクションプラン」を策定するなど積極的に推進している。本市も、県から移管される西遠流域下水道事業に、全国に先駆けてコンセッション（PFI法の公共施設等運営権を適用）の導入を予定するなど積極的に取り組みを進めているところであるが、以下の通り、さらに加速する方策を導入すべきである。

なお、以下の方策は他の政令市において先行事例のあるものであり、都市間競争の観点からも早期の導入が求められる。

また、本答申では、地域経営の観点から必要となる官民連携に関する事項を提案するものとし、公共サービス全般における官民連携手法の検討は、次クール以降において行うものとする。

#### 【具体的な提案】

##### (1) 浜松市版ユニバーサルテストイング

市が行う一定金額以上の公共事業（含むサービス事業）は、まずPPP/PFI手法導入の可能性を検討し、それが不可能であると客観的に認められる場合にのみ直営（公共事業）での事業を可とする仕組みを導入する。1990年代に英国で導入されて民間活用が著しく進んだ経緯がある。国は、本年6月の骨太の方針で「人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築する」としている。すでに、福岡市において、担当部局が提案する公共事業に対して第三者委員会が最適な事業手法を提言する仕組みが構築されている。

##### (2) 浜松市版公共サービス民間提案制度の創設

現状は、PPP/PFIの対象事業を行政職員が考える仕組みであるため、民間の立場から見れば十分に民間活用ができる分野でも直営（公共事業）のままとなることがある。民間提案制度とは、この弊害を避けるために事業の対象や方法を民間が提案できる制度であり、PFI法に明記されたほか、さいたま市、千葉県我孫子市等で幅広く民間提案を募集する先行事例がある。民間提案制度では提案者が不利とならないよう、有益な提案を行った民間事業者に対しては一定のインセンティブを与えることが必要である。



### (3) 民間が利用できるワンストップ相談窓口の設置

民間企業が提案を検討する場合でも、行政窓口が多様であることから情報の把握が困難となったり、民間の知的財産権保護が不十分になったりするおそれがある。このため、行政内部にワンストップ相談窓口を設置し、民間事業者からの提案・相談を一元的に受け付け、民間企業の立場に立って実現に向けた庁内の調整や交渉を行う。横浜市、神戸市等で実例がある。

### (4) 地元企業向けPPPフォーラムの設置

民間企業が提案を行おうにも、地元企業には十分なノウハウがない場合が多い。このため、地元中堅中小企業を対象にして講演会を行うなど、各地のPPP/PFIの事例紹介など学習機会を提供する必要がある。こうすることで地元の民間企業が基礎的な知識やノウハウを身に付けることとなり、実際の案件の受注と地元企業の成長を促し雇用機会の拡大につながっていくことが期待できる。福岡市、さいたま市で実例がある。

さらに、本年6月の骨太の方針では、産官学金の連携によるPPP/PFI手法の開発・普及を図る地域プラットフォームの全国展開がうたわれている。この政策的要請にこたえて、いち早く浜松市版プラットフォームを作る必要がある。



## 2 行政経営計画について

平成 27 年度から開始された新たな行政経営計画に関しては、対象の絞り込みや目標設定の見直しなど、枠組みは、第 1 クールでの検討結果に沿ったものとなっており、評価できる。

今後、行政経営諮問会議としては、新たな行政経営計画に搭載された全ての取組事項について進行管理の評価を行うものであるが、特に、第 1 クール答申で重要取組項目として位置づけた以下の点を中心に行うものである。

### ➤ 公共施設等総合管理計画策定の進捗状況及びその成果

今年度中に策定予定である公共施設等総合管理計画の内容を確認するとともに、計画に基づく施設の最適化の状況について評価する。

### ➤ 区の再編(工程表の作成)

今年度中に作成予定である行政区の再編に向けた工程表の内容を確認するとともに、工程表に基づく取組状況について評価する。

### ➤ 総人件費の削減(定員適正化計画)

総人件費削減の観点から、今年度中に策定予定である職員の定員適正化計画の内容を確認するとともに、現計画に基づく取組状況等について評価する。

### ➤ 総市債残高の削減

総市債残高削減の取組状況について評価する。

### ➤ 借地の解消等

借地の計画的な解消等の取組状況について評価する。

### ➤ 外郭団体の経営健全化

昨年度から始まった外郭団体コミットメントに基づく取組状況について評価する。





3 資料編

都市計画区域面積の政令指定都市間比較

(面積単位 ha)

平成24年10月1日

都 市	都市計画区域							
	総面積 A	順位	市街化区域			市街化調整区域		
			面積 B	順位	比率 B/A	面積 C	順位	比率 C/A
札幌市	56,795	4	25,017	4	44.0%	31,778	6	56.0%
仙台市	44,293	9	17,962	8	40.6%	26,331	8	59.4%
さいたま市	21,749	18	11,698	15	53.8%	10,051	15	46.2%
千葉市	27,208	15	12,881	13	47.3%	14,327	12	52.7%
東京都区部	61,444	2	58,193	1	94.7%	3,251	18	5.3%
川崎市	14,435	21	12,726	14	88.2%	1,709	20	11.8%
横浜市	43,580	10	33,100	2	76.0%	10,480	14	24.0%
相模原市	21,706	19	6,781	21	31.2%	4,248	16	19.6%
新潟市	72,610	1	12,894	12	17.8%	59,716	1	82.2%
静岡市	23,468	16	10,438	18	44.5%	13,030	13	55.5%
<b>浜松市</b>	<b>51,455</b>	<b>6</b>	<b>9,789</b>	<b>20</b>	<b>19.0%</b>	<b>41,666</b>	<b>3</b>	<b>81.0%</b>
名古屋市	32,645	14	30,258	3	92.7%	2,387	19	7.3%
京都市	48,051	8	14,987	11	31.2%	33,064	5	68.8%
大阪市	22,496	17	21,145	5	94.0%	1,351	21	6.0%
堺市	14,999	20	10,933	16	72.9%	4,066	17	27.1%
神戸市	55,337	5	20,365	7	36.8%	34,972	4	63.2%
岡山市	58,597	3	10,388	19	17.7%	48,209	2	82.3%
広島市	39,929	11	15,984	10	40.0%	23,945	10	60.0%
北九州市	48,865	7	20,435	6	41.8%	28,430	7	58.2%
福岡市	34,008	13	16,267	9	47.8%	17,741	11	52.2%
熊本市	35,433	12	10,734	17	30.3%	24,699	9	69.7%

出典：横浜市大都市比較統計年表（平成24年）より抜粋

浜松市の区域別居住人口（H27.4.1現在）

単位：人

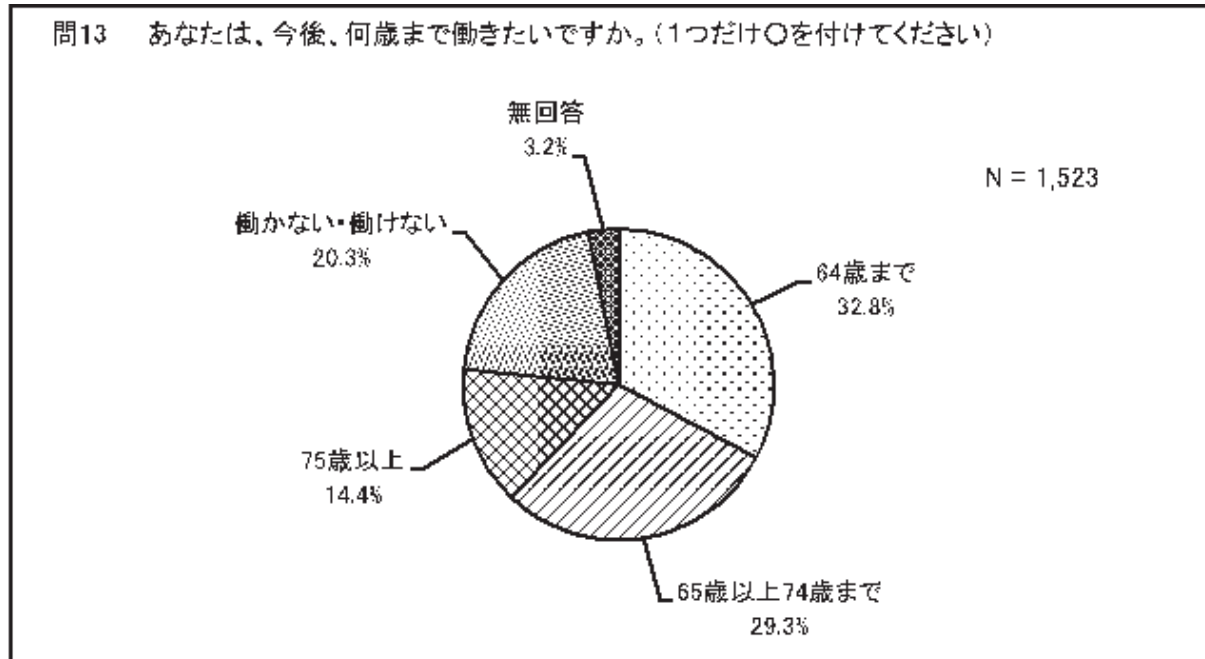
区域	浜松市計	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区
計	808,959	239,799	129,774	113,058	103,453	94,438	96,777	31,660
都市計画区域	783,680	239,799	129,774	113,058	103,453	89,023	96,777	11,796
市街化区域	511,331	234,184	76,406	63,932	60,764	27,219	37,674	11,151
市街化調整区域	272,349	5,615	53,368	49,126	42,689	61,804	59,103	645
都市計画区域以外の区域	25,279	-	-	-	-	5,415	-	19,864

出典：（浜松市都市計画課調べ）各種区域面積・人口（H27.4.1現在）より抜粋





第 40 回市民アンケート調査報告書（平成 25 年 6 月実施）抜粋



20 大都市の「日常生活に制限のない期間の平均」：2010 年

20大都市	日常生活に制限のない期間の平均（年）	
	男	女
全国	70.42	73.62
東京都区部	69.71	73.13
札幌市	69.55	73.18
仙台市	70.42	74.42
さいたま市	71.50	73.92
千葉市	71.93	73.06
東京都区部	70.93	74.14
川崎市	69.29	73.06
横浜市	70.93	74.14
相模原市	71.43	73.68
新潟市	69.47	73.59
静岡市	71.28	74.63
<b>浜松市</b>	<b>72.98</b>	<b>75.94</b>
名古屋市	70.48	73.68
京都市	70.14	74.34
大阪市	68.15	72.12
堺市	69.55	71.86
神戸市	70.10	73.33
岡山市	69.01	72.71
広島市	70.01	72.23
北九州市	68.46	72.20
福岡市	70.38	71.93

出典：20 大都市の健康寿命データ（平成 22 年実施 厚生労働省）



浜松市への転入超過数内訳

男性20歳代未満

順位	自治体名	転入超過数	備考
1位	山口県防府市	83人	航空自衛隊基地所在地
2位	埼玉県熊谷市	53人	航空自衛隊基地所在地
3位	静岡県袋井市	16人	
4位	静岡県掛川市	10人	
5位	静岡県磐田市	10人	
6位	愛媛県松山市	7人	
7位	三重県鈴鹿市	7人	
8位	愛知県みよし市	6人	
9位	愛知県岩倉市	5人	
10位	愛知県名古屋市守山区	5人	

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告2014年」

男性20歳代

順位	自治体名	転入超過数	備考
1位	山口県防府市	142人	航空自衛隊基地所在地
2位	静岡県湖西市	92人	
3位	埼玉県熊谷市	64人	航空自衛隊基地所在地
4位	福岡県芦屋町	44人	航空自衛隊基地所在地
5位	静岡県藤枝市	31人	
6位	静岡県磐田市	31人	
7位	静岡県袋井市	24人	
8位	静岡県長泉町	12人	
9位	岐阜県岐阜市	12人	
10位	愛知県新城市	11人	

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告2014年」



浜松市行政経営諮問会議

〒432-8652 浜松市中区元城町 103-2

電話 053-457-2897、ファックス 050-3730-1867

Eメール [shimonkaigi@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:shimonkaigi@city.hamamatsu.shizuoka.jp)